

分類コード	X - 1 - 1 - 1 - 0 7
保存期間	1年(令和6年12月31日まで)

秋 本 務 第 3 2 3 号  
令 和 5 年 5 月 1 日

関 係 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

令和5年度秋田県公安委員会及び秋田県警察本部長が行う政策等の評価に関する実施計画の策定について（通達）

成果重視の効率的で質の高い警察行政の実現及び県民に対する説明責任の徹底を図るため、秋田県政策等の評価に関する条例（平成14年秋田県条例第11号）第5条の規定に基づき、みだしの実施計画を策定したので適正な評価に努められたい。

なお、「令和4年度秋田県公安委員会及び秋田県警察本部長が行う政策等の評価に関する実施計画の策定について（通達）」（令和4年4月21日付け秋本務第279号）は廃止する。

この担当 警務課企画第一係（☎2632、2633）